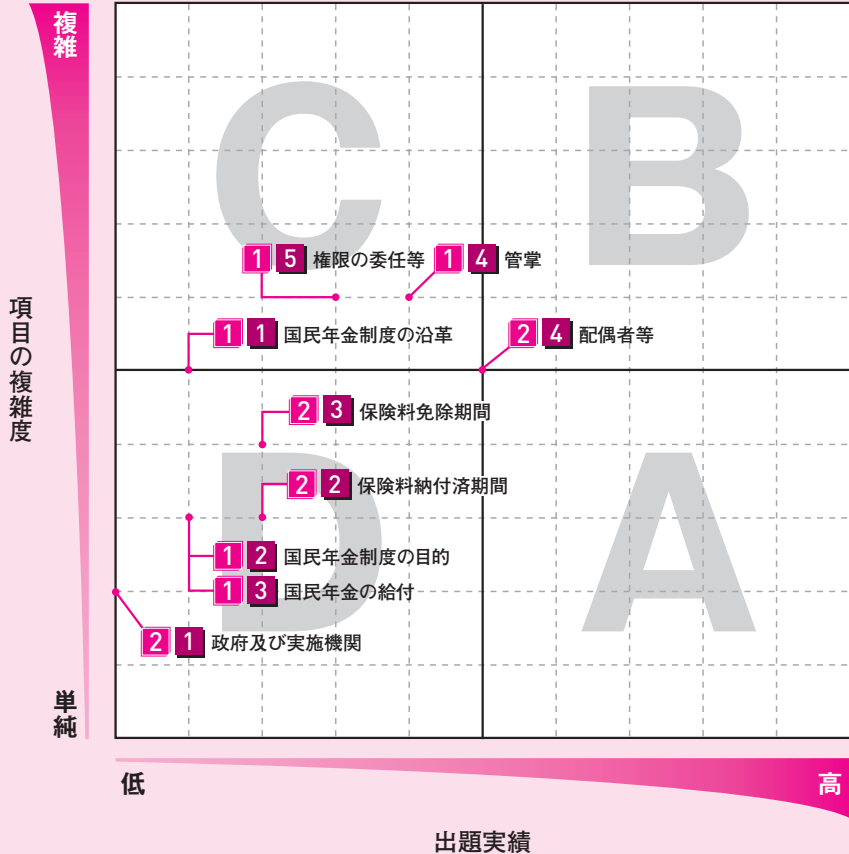


第1章

総 則



1

目的、権限の委任等

1

国民年金制度の沿革

1. 国民年金制度の発足 必修

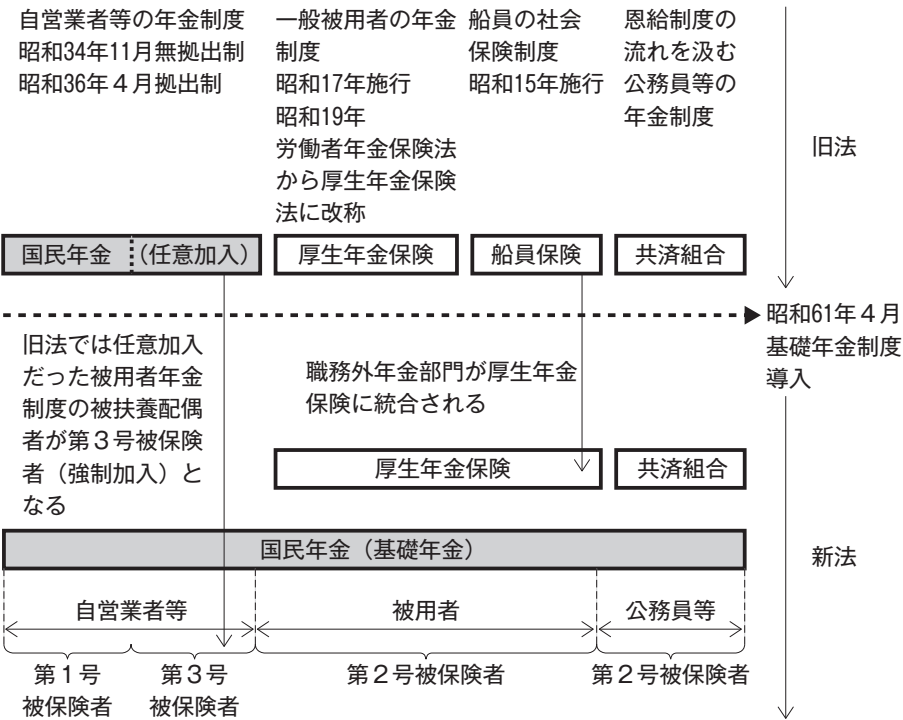
国民年金法は、自営業者や農林水産業従事者など（以下「自営業者等」という）といった厚生年金保険などの被用者年金制度に加入していない者を対象として**昭和34年**に制定された公的年金制度であり、**同年11月1日**から同日において70歳を超えている者などを対象に**無拠出制**（全額税負担）の「**福祉年金**」を支給する制度が設けられ、次いで、**昭和36年4月1日**からは**拠出制**国民年金の給付が開始され、ここに我が国の**国民皆年金**体制が確立した。また、これに併せて、複数の公的年金制度の加入期間を通算して年金を支給する**通算年金制度**も実施された。 **H19-1B**

2. 基礎年金制度の導入 必修

昭和60年には、国民年金を含めた公的年金制度の抜本的な改正が行われ、これまで各公的年金制度が独自に支給していた基礎的な給付部分を国民年金に統合することで、就業構造や産業構造の変化に影響されない長期に安定した制度を構築し、また、これまで任意加入であった専業主婦を強制加入にすることで婦人の年金権を確立することなどを目的に、**昭和61年4月**から**全国民共通**の「**基礎年金**」を支給する制度に公的年金制度が再編成された。

これにより、国民年金制度は、厚生年金保険・共済組合など被用者年金制度に加入していない自営業者等のほか、被用者年金制度の加入者とその加入者に扶養されている配偶者も国民年金の被保険者となることになった。したがって、被用者年金制度の加入者は、厚生年金保険または共済組合と国民年金にも加入することになり、同時に2つの年金制度に加入していることになった。

■基礎年金制度導入の流れ



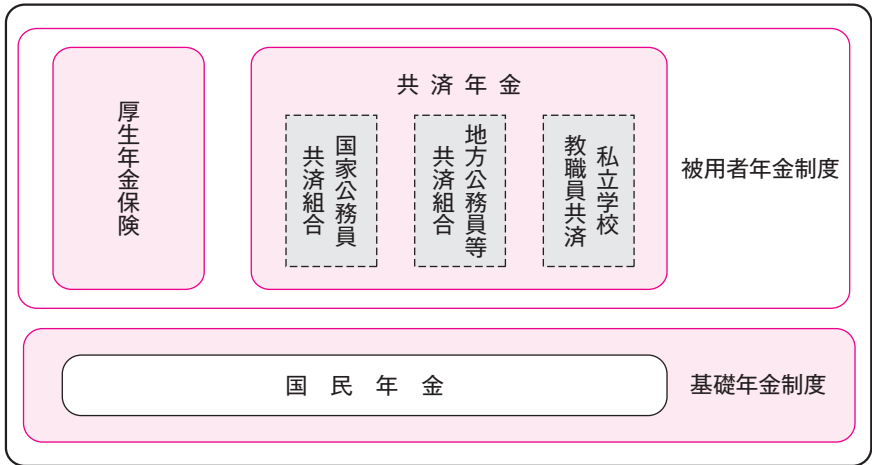
3. 被用者年金制度の一元化

今後の少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間サラリーマンや公務員を通じ、同じ保険料を負担し、同じ年金給付を受けるという年金制度の公平性を確保することにより、公的年金に対する国民の信頼を高めるため、「社会保障・税一体改革大綱について（平成24年2月17日閣議決定）」を踏まえた「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成24年一元化法」という）」が、平成27年10月1日に施行された。これにより、公務員や私学教職員も厚生年金保険に加入することとされた。

■被用者年金制度一元化の流れ

公的年金制度の仕組み（イメージ）

【従来の公的年金制度】



【被用者年金制度一元化後の公的年金制度】



詳細は、厚生年金保険法において学習するが、被用者年金制度一元化後の厚生年金保険の被保険者は、次表のような種別分類される。

■被保険者の種別及び実施機関

	被保険者の種別	厚生年金保険の実施機関
第1号厚生年金被保険者	従来からの厚生年金保険の被保険者	厚生労働大臣（日本年金機構）
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者	日本私立学校振興・共済事業団

2 国民年金制度の目的（法1条）



国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、**老齢、障害又は死亡**によって**国民生活の安定**がそこなわれることを**国民の共同連帯**によって防止し、もって**健全な国民生活の維持及び向上**に寄与することを目的とする。



（国の社会保障的義務）

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。（日本国憲法25条2項）

（検討）

1. 政府は、社会保障制度に関する**国会の審議**を踏まえ、社会保障制度全般について、**税、保険料等の負担と給付の在り方**を含め、**一体的な見直し**を行いつつ、これとの整合を図り、**公的年金制度**について必要な見直しを行うものとする。

H20-5D

2. 1.の**公的年金制度**についての見直しを行うに当たっては、**公的年金制度の一元化**を展望し、**体系の在り方**について検討を行うものとする。

（（16）法附則3条1項、2項）

3 国民年金の給付（法2条）

★★★

国民年金は、第1条「国民年金制度の目的」の目的を達成するため、**国民の老齢、障害又は死亡**に関して**必要な給付**を行うものとする。

・給付

国民年金制度も他の公的年金制度と同じく社会保険方式を採用し、保険事業として運営されているが、国民年金においては保険料免除者に支給する老齢基礎年金や20歳前傷病による障害者に支給する障害基礎年金など保険原理によらない給付が行われるため「保険」という言葉が用いられていない。したがって、例えば国民年金では「保険給付」という用語は用いられず、「給付」と表現される。 **H26-7A**

Point

国民年金の給付は、**業務上外を問わず**に行われる。

4 管掌

1 管掌及び事務の実施（法3条）

★★★

- I 国民年金事業は、**政府**が、管掌する。
- II 国民年金事業の**事務の一部**は、政令の定めるところにより、法律によって組織された**共済組合、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済制度**を管掌することとされた**日本私立学校振興・共済事業団**（以下「**共済組合等**」という。）に行わせることができる。 **H19-5A**
- III 国民年金事業の**事務の一部**は、政令の定めるところにより、**市町村長**（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととすることができる。

・保険者等

国民年金事業を運営する**保険者**は、**政府**である。また、国民年金事業の事務の一部については、各種共済組合等や市区町村長が実施している。



(共済組合等に行わせる事務) ◀改正

上記Ⅱの規定により、次に掲げる事務は、共済組合（国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合にあっては、それぞれ当該連合会）又は日本私立学校振興・共済事業団に行わせる。

- (1) 厚生年金保険法第78条の22に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間（同法第2条の5第1項第2号に規定する第2号厚生年金被保険者期間、同項第3号に規定する第3号厚生年金被保険者期間又は同項第4号に規定する第4号厚生年金被保険者期間に限る。）のみを有する者〔第2号厚生年金被保険者期間又は第3号厚生年金被保険者期間のみを有する者にあっては、第2号厚生年金被保険者期間又は第3号厚生年金被保険者期間のうちの一の**共済組合の組合員**（以下「組合員」という。）**であった期間のみを有する者**（国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合の組合員であった期間のみを有する者を含む。）に限る。〕その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者に係る老齢基礎年金（法附則第9条の2第3項〔全部の支給繰上げ〕の規定により支給するものを除く。）を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務
- (2) **組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった間に初診日がある傷病による障害に係る障害基礎年金**（法第31条〔併合認定〕の規定による障害基礎年金については、組合員又は私学教職員共済制度の加入者であった間に後の障害に係る初診日がある傷病による障害に係るものに限る。）、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第29条第5項又は第34条から第38条まで〔施行日前傷病に係る新法事後重症〕の規定の適用を受けることにより支給される障害基礎年金その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定める障害基礎年金を受ける**権利の裁定の請求の受理**及びその請求に係る**事実についての審査**、当該障害基礎年金の額の**改定の請求の受理**、当該障害基礎年金に係る障害の程度の診査並びに法第34条第4項〔国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第337号）第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。〕の規定による当該障害基礎年金の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務

H22-6B

- (3) (1)に規定する者の死亡に係る遺族基礎年金を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 第15条第1項〔共済払いの基礎年金の支払〕の規定により同項に規定する共済払いの基礎年金の支払に関する事務を行わせる場合にあっては、法第105条第3項〔受給権者の届出〕及び第4項〔死亡の届出〕に規定する届出等（第15条第1項に規定する共済払いの基礎年金の受給権者に係るものに限る。）の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務
- (5) 厚生年金保険法施行令第4条の2の14第1項の規定により厚生年金保険法第2条の5第1項に規定する実施機関（厚生労働大臣を除く。）が受理及び事実

についての審査に関する事務を行うものとされた同令第4条の2の14第1項に規定する申請等に併せて行われる法及び法に基づく又は法を実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）の規定による申請、請求、申出及び届出（厚生労働省令で定めるものに限る。以下(5)において「申請等」という。）の受理及び当該申請等に係る事実についての審査に関する事務

（令1条1項）

（市町村が処理する事務）

上記Ⅲの規定により、一定の事務は、市町村長が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

（令1条の2）

【例】

例えば、次に掲げる事務は市町村長が行うこととする。（発展1参照）

- ・第1号被保険者であった期間のみを有する者等を対象として支給される基礎年金、寡婦年金及び死亡一時金等の裁定請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務 **H22-6A**

（管轄）

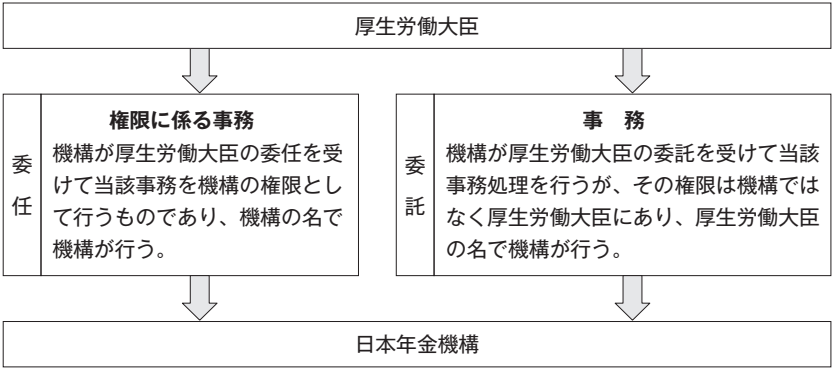
国民年金法及び施行令第1条の2〔市町村が処理する事務〕の規定により市町村が処理することとされている事務は、第1号被保険者若しくは第1号被保険者であった者の住所地（日本国内に住所がない第1号被保険者又は第1号被保険者であった者にあつては、厚生労働大臣が定める地^{*}）又は受給権者の住所地（日本国内に住所がないときは、受給権者の日本国内における最後の住所地）の市町村長が行うものとする。

※ 日本国内に住所がない者に係る当該市町村長が行うこととされている事務は、日本国内に住所を有したことがある者については日本国内における最後の住所地の市町村長（最後の住所地を管轄する年金事務所）、日本国内に住所を有したことがない者については東京都千代田区長（千代田年金事務所）が行う。

H22-6D（令2条1項、平成21年厚労告528号）

5 権限の委任等

厚生労働大臣の権限に係る事務の一部は、**日本年金機構**（以下「**機構**」という。）に行わせるものとされており、「**機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任**」と「**機構への事務の委託**」がある。



- ・日本年金機構は、社会保険庁の廃止に伴い、平成22年1月に新たに設立された公法人であり、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（「政府管掌年金事業」という）等の業務運営を担うこととされている（詳細は『別冊ハイレベルテキスト 直前対策』で学習する）。

1 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任（法109条の4,1項）

厚生労働大臣の権限に係る一定の事務^{*}は、**機構**に行わせるものとする。

※ **4 1**「**管掌及び事務の実施**」Ⅱの規定により共済組合等が行うこととされたもの及び **4 1**「**管掌及び事務の実施**」Ⅲの規定により市町村長が行うこととされたものを除く。

【例】

例えば、次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務が機構に委任されている。

〈発展2.参照〉

- ・任意加入被保険者の資格取得・口座振替納付に係る申出の受理
- ・任意脱退の承認及び任意加入被保険者の資格喪失に係る申出の受理
- ・第1号被保険者からの届出についての市町村長からの報告の受理及び第3号被保険者からの届出の受理

2 機構への事務の委託（法109条の10,1項）

厚生労働大臣は、機構に、一定の事務^{*}を行わせるものとする。

- ※ 4 ①「**管掌及び事務の実施**」Ⅱの規定により共済組合等が行うこととされたもの及び 4 ①「**管掌及び事務の実施**」Ⅲの規定により市町村長が行うこととされたものを除く。

【例】

例えば、次に掲げる事務が機構に委託されている。〈発展3.参照〉

- ・被保険者に対する情報の通知に係る事務（当該通知を除く）
- ・受給権の裁定に係る事務（裁定請求の受理及び当該裁定を除く）

3 機構が行う滞納処分に係る認可等（法109条の6,1項、3項）



I 機構は、滞納処分等^{*}を行う場合には、あらかじめ、**厚生労働大臣の認可**を受けるとともに、**滞納処分等の実施**に関する**規程**（以下「**滞納処分等実施規程**」という。）に従い、**徴収職員**に行わせなければならない。H22-1A

※ 国税徴収の例によるものとされる国税徴収法の規定による質問・検査・搜索及び国税滞納処分の例による処分をいう。以下同じ。

II 機構は、滞納処分等をしたときは、**速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告**しなければならない。

・報告

滞納処分等に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に委任されており、機構が滞納処分等をしたときは、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告することになっている。



（徴収職員の任命）

徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する**機構の職員**のうちから、**厚生労働大臣の認可**を受けて、**機構の理事長が任命**する。
(法109条の6,2項)

（滞納処分等実施規程の認可）

機構は、**滞納処分等実施規程**を定め、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(法109条の7,1項)

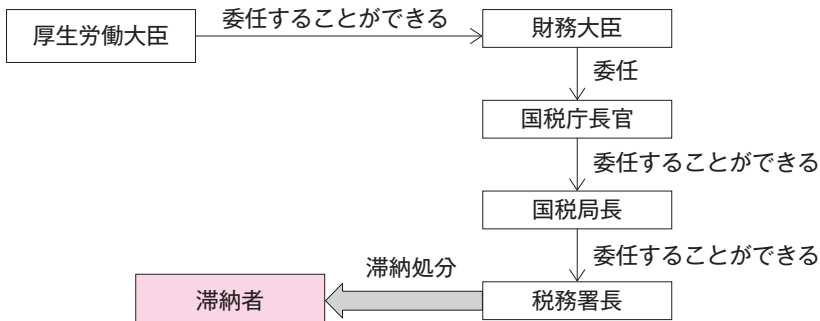
4 財務大臣への権限の委任（法109条の5,1項、2項、5項～7項）

★★★★

- I **厚生労働大臣**は、滞納処分等その他の処分に係る納付義務者が滞納処分等その他の**処分の執行**を免れる目的でその財産について**隠ぺい**しているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他国民年金法の規定による徴収金の**効果的な徴収**を行う上で**必要**があると認めるときは、政令で定めるところにより、**財務大臣**に、当該納付義務者に関する**情報**その他必要な**情報**を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。
- II **財務大臣**は、Iの委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行ったときは、滞納処分等その他の**処分の執行の状況**及びその**結果**を**厚生労働大臣**に報告するものとする。
- III **財務大臣**は、Iの規定により委任された権限及びIIの規定による報告の権限を**国税庁長官**に委任する。
- IV **国税庁長官**は、IIIの規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の**居住地**を管轄する**国税局長**に委任することができる。
- V **国税局長**は、IVの規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の**居住地**を管轄する**税務署長**に委任することができる。

・権限の委任の流れ

厚生労働大臣は、財産隠匿が疑われるような悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、**機構**からの申出に基づき、政令で定めるところにより、保険料の滞納処分の権限の全部又は一部を、**財務大臣**を通じて**国税庁長官**に委任することとされている。〈発展4.参照〉



5 地方厚生局長等への権限の委任

(法109条の9、厚生労働省組織令153条の2,1項、2項)



- I 国民年金法に規定する**厚生労働大臣**の権限〔第109条の5第1項及び第2項〔**4**「**財務大臣への権限の委任**」I及びII〕並びに第10章〔国民年金基金及び国民年金基金連合会〕に規定する**厚生労働大臣**の権限を除く。〕は、厚生労働省令（第14条の4〔訂正請求に対する措置〕に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、**地方厚生局長**に委任することができる。 **H27-選A**
- II Iの規定により**地方厚生局長**に委任された権限は、厚生労働省令（第14条の4〔訂正請求に対する措置〕に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、**地方厚生支局長**に委任することができる。 **H27-選A**
- III Iの規定により第14条の4〔訂正請求に対する措置〕に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合（IIの規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。）には、同条第3項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会（**地方年金記録訂正審議会**）」とする。 **H27-選B**

・地方厚生局長等へ委任される権限

上記Iの規定により、厚生労働大臣の一定の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

【例】

例えば、次に掲げる厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されている。

〈発展5.参照〉

- ・資料の提供等の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め（訂正請求に係るものに限る。）
- ・学生納付特例事務法人の指定、学生納付特例事務法人に対する改善命令及び当該命令違反による指定の取消し



（訂正請求に対する措置に係る厚生労働大臣の権限の委任）

1. 法第14条の4〔訂正請求に対する措置〕に規定する厚生労働大臣の権限は、法第14条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。2.において同じ。）

の規定による訂正の請求を受理した日本年金機構の事務所（年金事務所を含む。2.において同じ。）の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2. 1.の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第14条の2第1項の規定による訂正の請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。
(令11条の12の2)

6 基金に係る権限の委任（法142条の2）



- I 第10章〔国民年金基金及び国民年金基金連合会〕に規定する厚生労働大臣の権限のうち国民年金基金に係るものは、厚生労働省令の定めるところにより、その一部を地方厚生局長に委任することができる。
- II Iの規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令の定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。



（事務の分掌）

厚生労働省の所掌事務のうち、国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関する事務については、地方厚生局又は地方厚生支局が分掌するとされている。
(厚生労働省設置法4条100号、18条、19条)

Point

国民年金基金に係る厚生労働大臣の権限は、原則として地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という）に委任されている。

2

定義

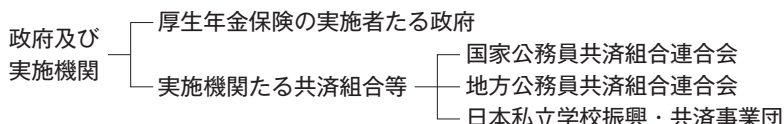
1 政府及び実施機関（法5条8項、9項）

改正

★★★

- I 国民年金法において、「政府及び実施機関」とは、**厚生年金保険**の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等をいう。
- II 国民年金法において、「実施機関たる共済組合等」とは、**厚生年金保険**の実施機関たる**国家公務員共済組合連合会**、**地方公務員共済組合連合会**又は**日本私立学校振興・共済事業団**をいう。

・まとめ



2 保険料納付済期間（法5条1項）

★★★

国民年金法において、「**保険料納付済期間**」とは、**第1号被保険者**としての被保険者期間のうち**納付**された**保険料**（第96条〔督促及び滞納処分〕の規定により徴収された保険料を含み、第90条の2第1項から第3項まで〔**4分の3免除**、**半額免除**又は**4分の1免除**〕の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその**残余の額**が納付又は徴収されたものを除く。）に係るもの、**第2号被保険者**としての被保険者期間及び**第3号被保険者**としての被保険者期間を合算した期間をいう。

・保険料納付済期間

国民年金法における「保険料納付済期間」とは、次の期間を合算した期間をいう。ただし、老齢基礎年金の支給要件の規定の適用においては、次の期間のうち一定の期間を

保険料納付済期間とする（詳細は第4章第2節「老齢基礎年金」を参照のこと）。

- (1) 第1号被保険者としての被保険者期間のうち保険料^{*}を納付した期間（任意加入被保険者としての被保険者期間を含む。）

※ ・法第96条〔督促及び滞納処分〕の規定により徴収された保険料を含む。

H24-7C

- ・法第90条の2第1項から第3項〔4分の3免除、半額免除又は4分の1免除〕の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除く。【例題1】

- (2) 第2号被保険者としての被保険者期間
(3) 第3号被保険者としての被保険者期間

例題1

H24-7E

保険料納付済期間には、保険料の一部免除の規定により、その一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき、その残余の額が納付又は徴収されたものは含まない。

解答 ○

法5条2項。例えば、4分の3免除の規定が適用され免除されない残りの部分（4分の1の部分）の額が納付又は徴収された期間は、保険料納付済期間ではなく4分の3免除期間となる。

3 保険料免除期間（法5条2項～6項、(16)法附則19条4項）



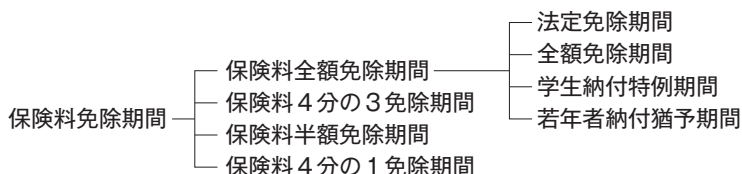
- I 国民年金法において、「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間、保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間及び保険料4分の1免除期間を合算した期間をいう。
- II 国民年金法において、「保険料全額免除期間」とは、第1号被保険者としての被保険者期間であって第89条第1項〔法定免除〕、第90条第1項〔全額免除〕、第90条の3第1項〔学生納付特例〕又は平成16年法附則第19条第1項若しくは第2項〔若年者納付猶予〕の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもののうち、第94条第4項〔追納〕の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。 H21-10C

Ⅲ 国民年金法において、「保険料**4分の3免除期間**」とは、第1号被保険者としての被保険者期間であって第90条の2第1項〔**4分の3免除**〕の規定によりその**4分の3**の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた**4分の3の額以外の4分の1の額**につき納付されたものに限る。）に係るもののうち、第94条第4項〔**追納**〕の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

Ⅳ 国民年金法において、「保険料**半額免除期間**」とは、第1号被保険者としての被保険者期間であって第90条の2第2項〔**半額免除**〕の規定によりその**半額**につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた**半額以外の半額**につき納付されたものに限る。）に係るもののうち、第94条第4項〔**追納**〕の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

Ⅴ 国民年金法において、「保険料**4分の1免除期間**」とは、第1号被保険者としての被保険者期間であって第90条の2第3項〔**4分の1免除**〕の規定によりその**4分の1**の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた**4分の1の額以外の4分の3の額**につき納付されたものに限る。）に係るもののうち、第94条第4項〔**追納**〕の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

■保険料免除期間のまとめ



- ・保険料免除期間には、保険料全額免除期間、保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間及び保険料4分の1免除期間の4種類がある。なお、追納により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間は、保険料納付済期間となり、保険料免除期間からは除かれる（保険料の免除・追納については、第3章を参照のこと）。

H24-7D

4 配偶者等（法5条7項）

★★★★

国民年金法において、「配偶者」、「夫」及び「妻」とは、婚姻の届出をしていないが、**事実上婚姻関係と同様の事情**にある者を含むものとする。〈発展6.参照〉

定義